

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第4条第1項				
法令番号	C 2 2 - 0 2 6	根拠条項	0 4 - 1	担当課	私学課
許認可等の種類	私立幼稚園の設置認可				
<p>[審査基準]</p> <p>別紙「私立幼稚園設置認可審査基準」による。</p>					
<p>[標準処理期間]</p> <p>幼稚園の開設又は幼稚園の収容定員に係る学則変更</p> <p>計画書 ・ 開設年度又は学則変更年度の前々年度の12月20日まで。</p> <p>申 請 ・ 開設年度又は学則変更年度の前年度の5月31日まで。</p> <p>認可・不認可 ・ 開設年度又は学則変更年度の前年度の3月31日まで。</p>					

私立幼稚園設置認可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下、「法」という。）第4条第1項の規定による私立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）の設置認可を行う場合には、同法、同法施行令（昭和28年政令第340号）、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）並びにその他関係法令の規定によるほか、この私立幼稚園設置認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

(自己評価等)

第2条 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他幼稚園運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第2章 幼稚園の設置認可

(名称)

第4条 幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設幼稚園の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第5条 幼稚園の立地条件は、次の各号に掲げるものすべてとする。

- 一 園地は、園舎等の建物敷地、運動場及びその他教育上必要な土地であること。
- 二 周囲の環境が幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境であること。
- 三 他の幼稚園と不当に競合することがないこと。
- 四 既設の幼稚園から直線距離にして1 km以上離れていなければならないこと。ただし、当該既設の幼稚園の同意がなされているときはこの限りではない。
- 五 近隣に騒音を発する工場等がなく、教育環境として適切であること。

(設置者)

第6条 幼稚園の設置者は、原則として学校法人とする。

(開設時期)

第7条 幼稚園の開設は、原則として4月1日とする。

(編成)

第8条 幼稚園において同時に授業を受ける1学級の幼児数は、35人以下とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 学級の編成は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成するものとし、3学級以上とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

3 幼稚園の教職員については、幼稚園設置基準第5条及び第6条の規定による。

(施設及び設備)

第9条 園地、園舎等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。

2 運動場は、教育に支障のないよう原則として園舎と同一の敷地内又は隣接地に設けなければならない。

3 園舎及び運動場その他の施設の基準面積については、幼稚園設置基準の基準を満たさなければならない。

4 他の学校等と同一敷地に併設される幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、当該他の学校等の施設及び設備（保育室を除く。）を使用することができる。

5 施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第10条 幼稚園には、幼稚園設置基準第9条第1項に規定する施設及び設備を備えなければならない。

2 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具、教具等の設備を備えなければならない。

3 幼稚園には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

4 幼稚園には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

5 保育室及び遊戯室の一室当たりの面積は、次の各号に掲げる面積とする。

一 保育室 53平方メートル

二 遊技室 90平方メートル（原則として、専用の室を設置すること。）

第3章 申請手続及び標準処理期間

（幼稚園の設置認可）

第11条 幼稚園の設置認可を受けようとするもの（以下この条において、「申請者」という。）

は、開設年度の前々年度の12月20日（12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、別に定める幼稚園設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

2 申請者は、前項の幼稚園設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める幼稚園設置計画変更協議書を速やかに県の担当機関に提出しなければならない。

3 県の担当機関は、幼稚園設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会に報告するものとする。

4 申請者は、別に定める幼稚園設置認可申請書（関係書類を含む。以下この条において、「申請書」という。）を開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。

5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。

6 知事は、幼稚園の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（幼稚園の収容定員に係る園則変更認可）

第12条 幼稚園の収容定員に係る園則変更の認可を受けようとするものは、変更年度の前々年度の1

2月20日までに幼稚園の収容定員に係る園則変更計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。ただし、当該園則変更が収容定員の減員にかかる場合は、この限りではない。

2 前条第2項、第4項、第5項及び第6項の規定は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可の場

合に準用する。この場合、「幼稚園の設置認可」を「幼稚園の収容定員に係る園則変更認可」と読み替える。

- 3 幼稚園の収容定員に係る園則変更の施行の日は、原則として変更年度の4月1日とする。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、当該施行の日を認可の日以降の日とすることができるものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成16年8月20日から施行する。
- 2 この審査基準の施行日までに提出された申請については、なお従前の例による。ただし、第12条第3項の規定については、平成16年度中に申請されたものに限り適用するものとする。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。